

第5章 行動計画

【行動計画の施策体系】

基本方針	施策
「守る」	1. 現状変更に対する規制・誘導 ①景観法及び文化財保護法（重要文化的景観）に係る規制・誘導 ②その他の法令に係る規制・誘導 2. 自然環境の保全 3. 歴史的資源の保全 4. 生業空間の保全 ①防風林・屋敷林の維持・保全に係る仕組みづくり ②空き家の管理・活用に係る仕組みづくり ③コミュニティ活動の維持に対する支援 ④耕作放棄地・イノシシ対策 ⑤漁港施設、漁場整備 ⑥防災対策
「整える」	1. 従来材料・工法による住宅の修繕 2. 主要な構成要素周辺の環境整備 3. 歩行者ネットワークの整備 4. 案内サイン等の整備 5. 公共施設等の景観への配慮・修景
「活かす」	1. 文化的景観を活かした各種イベントの開催 2. ツーリズムの推進 3. 交通対策 ①黒島へのアクセス強化の検討 ②島内での移動手段 4. 特産品の開発 5. ビジターセンターの整備
「伝える」	1. 文化的景観の魅力の情報発信 2. 文化的景観に係る調査研究 3. 史料の保存・展示 4. 生涯学習の取り組み 5. ガイド体制の充実

5-1 黒島の文化的景観を「守る」ための行動計画

施策＜守－１＞：現状変更に対する規制・誘導

【背景・目的】

黒島の文化的景観の範囲には、文化財保護法（重要文化的景観）、景観法に基づく行為規制の他に、各種法令に基づく行為規制が適用される土地が含まれている。

このような各種法令に基づき、建築行為や開発行為などの現状変更に対する規制・誘導を適切に行うことにより、黒島の文化的景観を保全していくものとする。

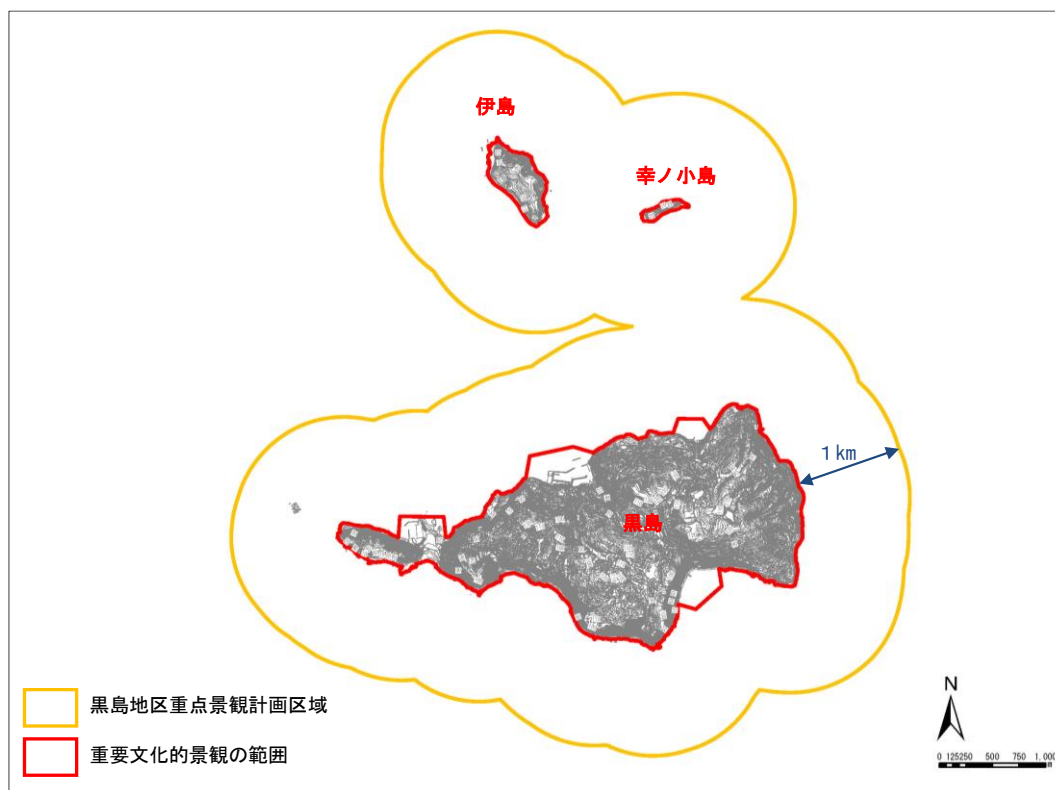
【施策の内容】

① 景観法及び文化財保護法（重要文化的景観）に係る規制・誘導

佐世保市景観計画では、黒島の文化的景観を取り囲む周辺海域の範囲を「重点景観計画区域」に指定している。

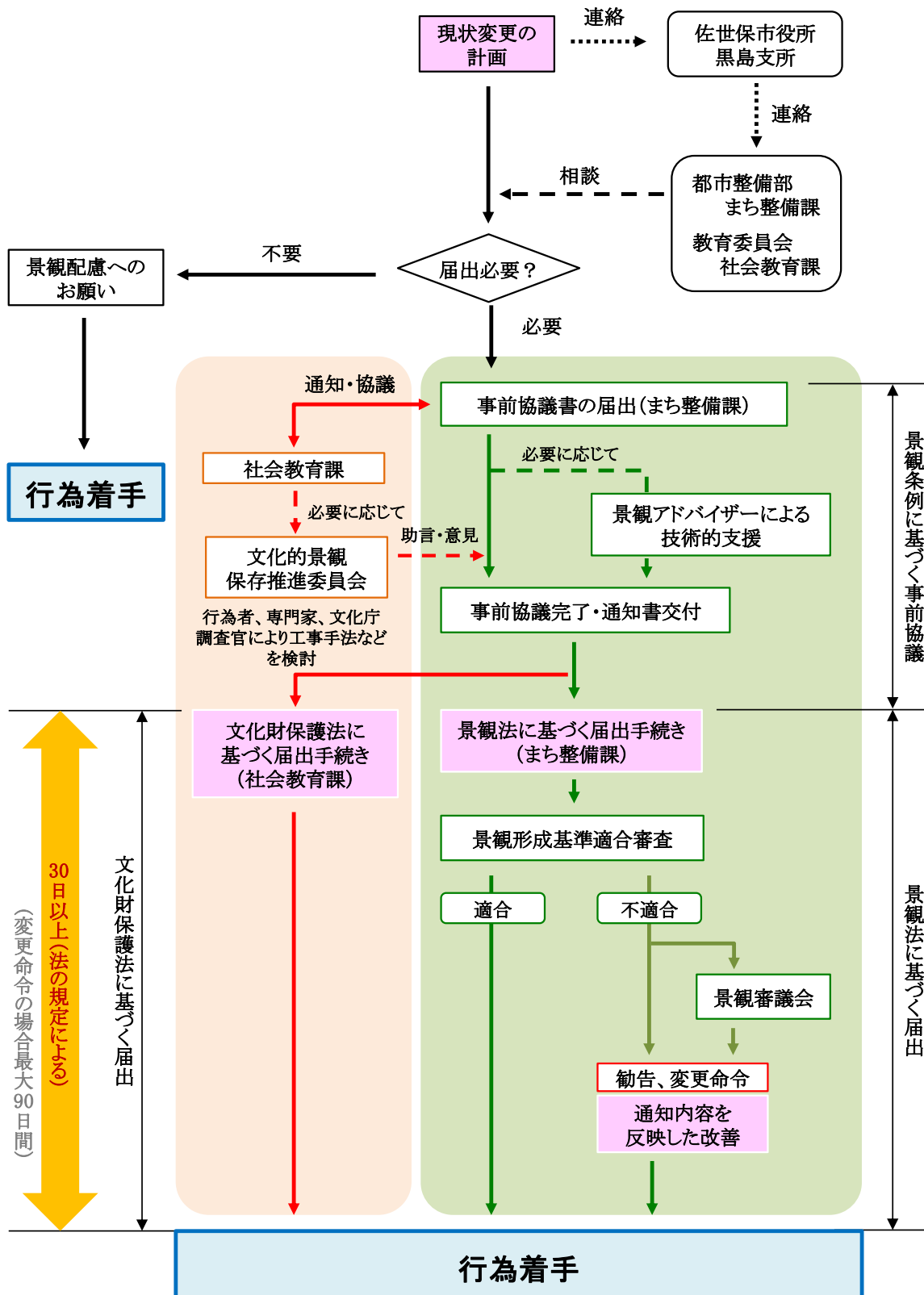
景観法（佐世保市景観計画・景観条例）と文化財保護法（重要文化的景観）の二つの法令に基づく届出手続き制度を適切に運用しながら、現状変更に対する規制・誘導を行い、黒島の文化的景観を保全していく。（届出対象行為等については、巻末資料参照）

◆ 黒島地区重点景観計画区域と重要文化的景観の範囲



◆ 届出手続きフロー

現状変更に関する届出手続きフローは、下図に示すとおりであり、景観法と文化財保護法が連携しながら、適切な手続き制度を運用していくものとする。



② その他の法令に係る規制・誘導

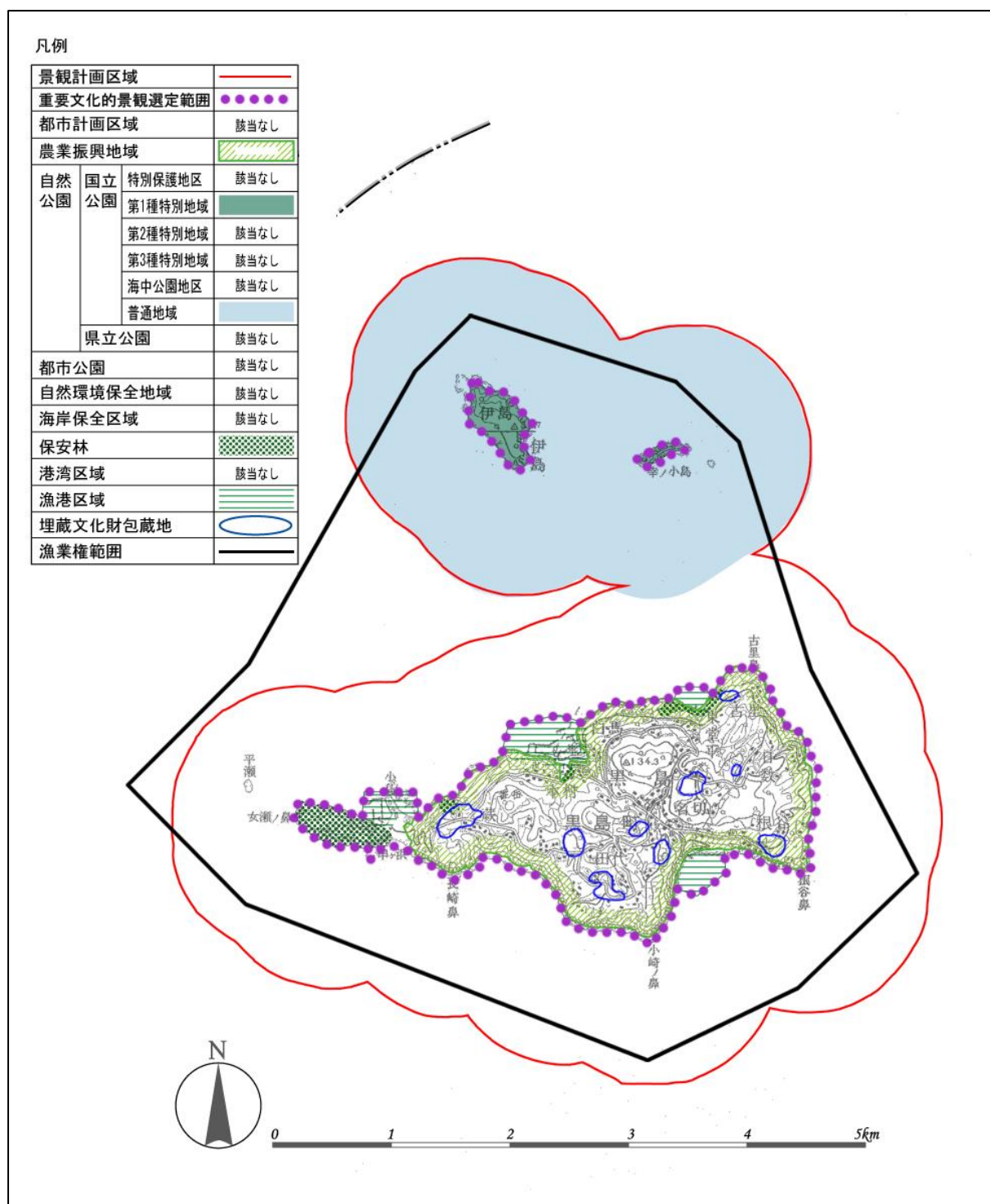
重要文化的景観の範囲においては、上記の二つの法令の他、以下に示す法例による行為規制が適用される土地が含まれている。

該当する土地において、現状変更等の行為を行おうとする場合は、各法令に基づき許可又は届出の手続きを適切に行うことにより、黒島の文化的景観を保全していく。

◆ 土地利用規制法等による主な行為規制

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	主な行為規制の内容
自然公園法 (国立公園)	特別地域	許可又は届出	【許可事項】 ・ 工作物の新設、増改築 ・ 木竹の伐採 ・ 鉱物の掘探、土石の採取 ・ 広告物等の掲出 ・ 土地の形質の変更、水面の埋立、干拓 ・ 屋根、壁面、塀等の色彩の変更 など 【届出事項】 ・ 木竹の植栽、家畜の放牧
	普通地域	届出	・ 一定規模以上の工作物の新設、増改築 ・ 鉱物の掘探、土石の採取 ・ 広告物等の掲出 ・ 土地の形質の変更、水面の埋立、干拓 など
森林法	保安林	許可	・ 立木の伐採 ・ 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	・ 土木工事等を目的とした発掘
	国指定文化財	許可	・ 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為
文化財保護条例	県指定文化財	許可又は届出	・ 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為
	市指定文化財	許可又は届出	・ 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為
農地法	農地	許可	・ 権利の移転、転用及び転用のための権利の移転
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	・ 宅地の造成、土地の形質の変更又は建築物・工作物の新築、増改築若しくは開発行為
漁港漁場整備法	漁港	許可	・ 工作物の建設若しくは改良 ・ 土砂の採取 ・ 土地の掘削若しくは盛土 ・ 汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用

◆ 土地利用規制図



【施策推進の体制】

関係法令の所管部局が対応することを基本に、地域住民が現状変更に係る行為者となる場合は、佐世保市黒島支所が、各法令等に基づく手続きに係る情報提供や窓口機能を担うものとする。

施策＜守－２＞：自然環境の保全

【背景・目的】

黒島においては、古くから町内会や教会・寺社の組織などが、山林の除草・下刈り、浜の清掃などの作業を共同して行い、豊かな自然環境の保全に努めてきた。

しかしながら、高齢化や人口減少のため、これらの自然環境の保全に係る地域の活動の継続が困難になっている団体もみられる。

黒島の豊かな自然環境はこのような地域の活動によって支えられているものであり、人口減少、高齢化に直面する地域の活動を支援する仕組みづくりを行い、黒島の自然環境を保全していくものとする。



定期的に行われる浜清掃



地元婦人会による花壇の整備
(根谷地区)

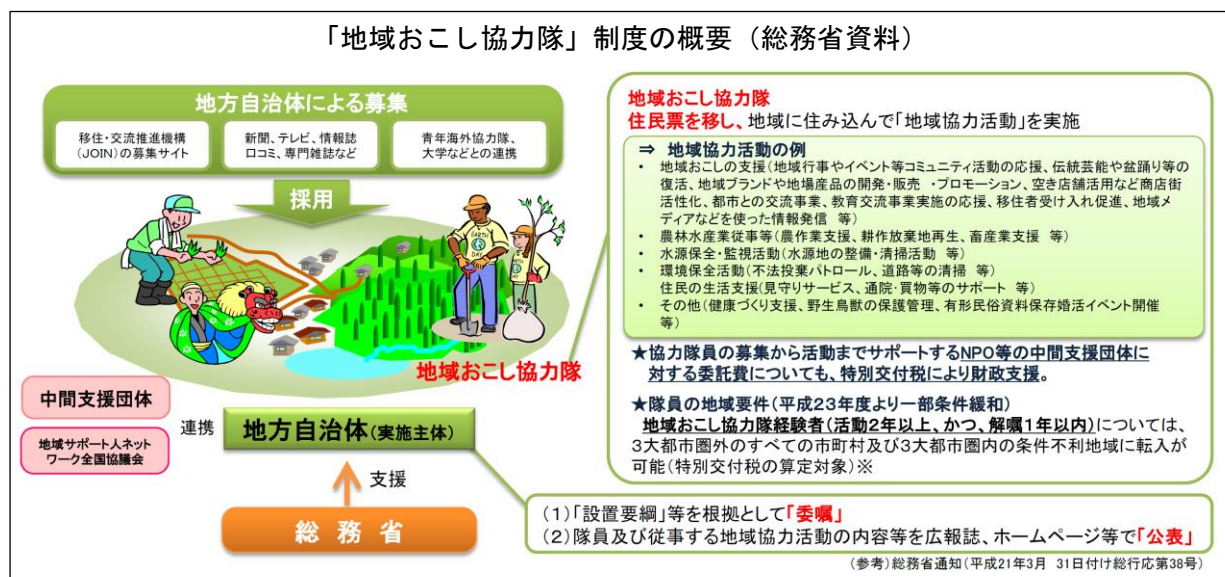
【施策の内容】

従来から行われたこれらの保全活動の継続を支援するため、以下のような施策を検討する。

- ・行政による地元組織への支援（用具類の支給、貸与）
- ・人的支援に係る仕組みづくりの検討（町内会相互の協力体制の構築、各団体へのボランティア制度、黒島サポーター制度等の創設の検討）

【施策推進の体制】

地域の美化・清掃・緑化などの活動に対して、従来からの道路等の愛護活動（里親制度）に対する支援策や「地域おこし協力隊」（総務省）も活用しながら、庁内において組織横断的な支援を検討する。



施策＜守－3＞：歴史的資源の保全

【背景・目的】

黒島の集落の存在は少なくとも14～15世紀に遡り、その後の18～19世紀にかけての潜伏キリシタンの入植、信仰の復活、佐世保に軍港が置かれるようになって以降の軍事施設の建設など、黒島の独特で複雑な歴史は、集落景観の形成にダイレクトに反映されており、それが現在に至るまで非常に良く保存されている。

このように黒島の独特で複雑な歴史的背景が残した様々な資源・遺構について、適切な保全策を講じていくものとする。

【施策の内容】

文化的景観を構成する根本的なバックグラウンドとなっている島内の歴史的資源について、現状の保全を前提に、以下に示すような適切な保全策を講じるものとする。

- ・国指定重要文化財である黒島天主堂については、文化財保護法に基づき適正な保存管理を行う。
- ・石造物については、場所に意味がある場合が多く、現状の保全を前提に、適切な保存管理を行う。
- ・古墓地は集合墓地が整備されて以降は各集落による自主管理も停滞してきており、山野に埋もれている箇所もあることから、住民の協力を得ながら保全に努める。
- ・軍事施設については、軍港防備の一翼を担う近代における黒島の役割を物語るものであり、保全し活用を図る。



地域に埋もれる歴史的資源（左から「かつば塚」「仕切牧墓地」「旧黒島東砲台発電所」）

【施策推進の体制】

所有者や地域住民との協力体制を構築しながら、必要な整備内容を検討し、文化的景観に係る補助事業などを活用して整備を行う。

施策＜守－４＞：生業空間の保全

【背景・目的】

黒島地区住民の生業は農業・漁業といった第一次産業が大半を占めており、集落と一体的に構成された農地や厳しい自然環境の中で構築された港や波止場などの生業空間は、黒島の文化的景観を特徴づける重要な要素である。

人口減少、高齢化が進行する黒島においては、このような伝統的な土地利用を継承しながら今後も生業空間を維持するために、以下に示すようないくつかの方法を組み合わせながら総合的な支援策を講じていく。

【施策の内容】

① 防風林・屋敷林の維持・保全に係る仕組みづくり

黒島の集落における家屋やそれを取り巻く防風林・屋敷林は、地域の景観を特徴づける大きな要素となっている。

一方、これらの防風林・屋敷林の所有者は高齢化しており、適正な維持管理が行き届かず、防風林として機能しない、倒木の危険など、様々な問題を抱えつつある現状である。

以上のようなことから、黒島の文化的景観の重要な構成要素である防風林・屋敷林を将来にわたって適正に維持・保全するための仕組みづくりを検討する。

（参考事例）築地松景観保全住民協定と助成制度

築地松景観保全対策推進協議会 (<http://www.tsujimatsu.com/>) より

出雲平野の自然と文化に根差した築地松は、島根県の資産として全国に誇れるものであり、未来にむけて引き継いでいくべき伝統です。

しかし、近年松くい虫の被害や生活様式の変化によりその姿は減少しつつあります。この貴重な伝統を次の世代に伝えていくためには、築地松所有者だけでなくその周辺住民も含め、全員で築地松景観を守る努力が大切です。

そこで、築地松景観保全対策推進協議会は、一定の区域を設定した全員参加による住民協定の締結を促進し、築地松所有者への築地松保全に関する助成制度を設けて、援助を行っています。

築地松景観保全住民協定とは

1. まとまりある土地の区域であること。
 2. 築地松のある建築物を5戸以上含んでいること。（ただし、例外規定があります。）
 3. 土地の所有者及び借地権者の原則として全員の合意 によって結ばれていること。
 4. 築地松の適正な維持管理について定めてあること。
 5. 協定の有効期間が5年以上であること。
- 以上の内容をさだめた住民協定です。

築地松を対象とした助成制度

築地松景観保全住民協定を結んでいる築地松所有者が、協定に基づいて行う築地松の維持管理に要する経費を助成します。

助成対象となる維持管理内容

1. 松枯れ防除
2. 枯れ松の伐倒
3. 築地松の剪定
4. 築地松の新植・補植

助成金額

維持管理に要した経費のうち、剪定、伐倒、松くい虫防除の内容ごとに、築地松景観保全一般住民協定を締結した住民は3分の1以下で上限が3万円（防除は樹幹注入で4万5千円）まで、築地松景観保全特定住民協定を締結した住民は2分の1以下で上限4万5千円（防除は樹幹注入で6万円）までです。



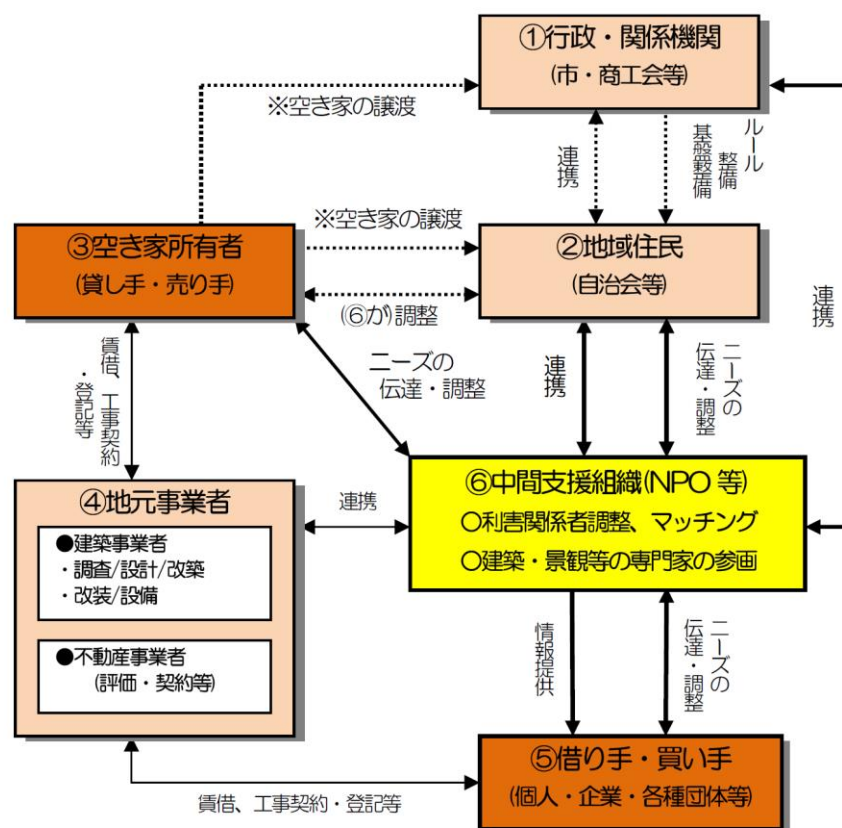
② 空き家の管理・活用に係る仕組みづくり

黒島の集落においては、近年空き家が増加しており、住宅の荒廃等により、地域の景観を特徴づける黒島の良好な集落景観が失われることが懸念される。

良好な集落景観を維持するために、黒島において増え続ける空き家を適正に管理し、さらにそれらを活用するために、所有者、地域住民、地元組織、行政の協働による仕組みづくりを検討する。

(参考事例) 空き家の利活用に向けた中間支援

福岡県福津市では、地域住民、地域企業などのニーズを踏まえ、貸し手・売り手と借り手・買い手のマッチングを推進する中間支援に向けた取り組みを進めようとしている。



(参考事例) 空き家のコミュニティ施設としての活用事例

名称：為山塾（いさんじゅく）／島根県大田市

用途：コミュニティ施設／石見銀山ロマン株式会社（民間による運営）

昭和30年代の半ばから住む人もいなくなり、空き家になっていた建物には、塵埃が積み重なり、あちこちに老朽化も目立っていた。

2006年より、地域の人たちが集える場所として蘇らせようということで、有志が集まり経年の埃を拭いて再生した。セミナーや古民家体験のワークショップ、コンサート会場等として使われている。



③ コミュニティ活動に対する支援

人口減少、高齢化が進む黒島において、従来から地域が実施してきた祭りなどの伝統行事やコミュニティ活動への継続的な実施に向け、以下に示すような仕組みづくりなどの支援策を検討する。

- ・黒島における伝統行事の整理・把握・広報
- ・伝統行事を行っている団体への支援（担い手の育成に係る財政支援等）
- ・コミュニティ活動に対する人的支援、財政支援

④ 耕作放棄地・イノシシ対策

農地・山林の荒廃を食い止めるために、以下に示すような耕作放棄地やイノシシの駆除等に対する対策を検討する。

- ・耕作放棄地の除草、再耕作、景観作物等の植え付け
- ・イノシシの防御及び駆除対策
- ・耕作放棄地の活用に係る体制・仕組みづくり

⑤ 漁港施設、漁場整備

黒島の主要な生業である水産業の振興に向けた取り組みを行う。

- ・漁港施設、漁場施設整備

⑥ 防災対策

地域住民の安全・安心の確保のため、以下に示すような防災対策を進める。

- ・避難誘導ルート設定と整備
- ・防災訓練

【施策推進の体制】

以上のような生業空間の保全に関する施策は、総合的に実施することが重要であり、空き家の所有者や地域住民などとの協力体制を構築しながら、庁内において組織横断的な体制で施策を推進する。

5-2 黒島の文化的景観を「整える」ための行動計画

施策＜整-1＞：従来材料・工法による住宅の修繕

【背景・目的】

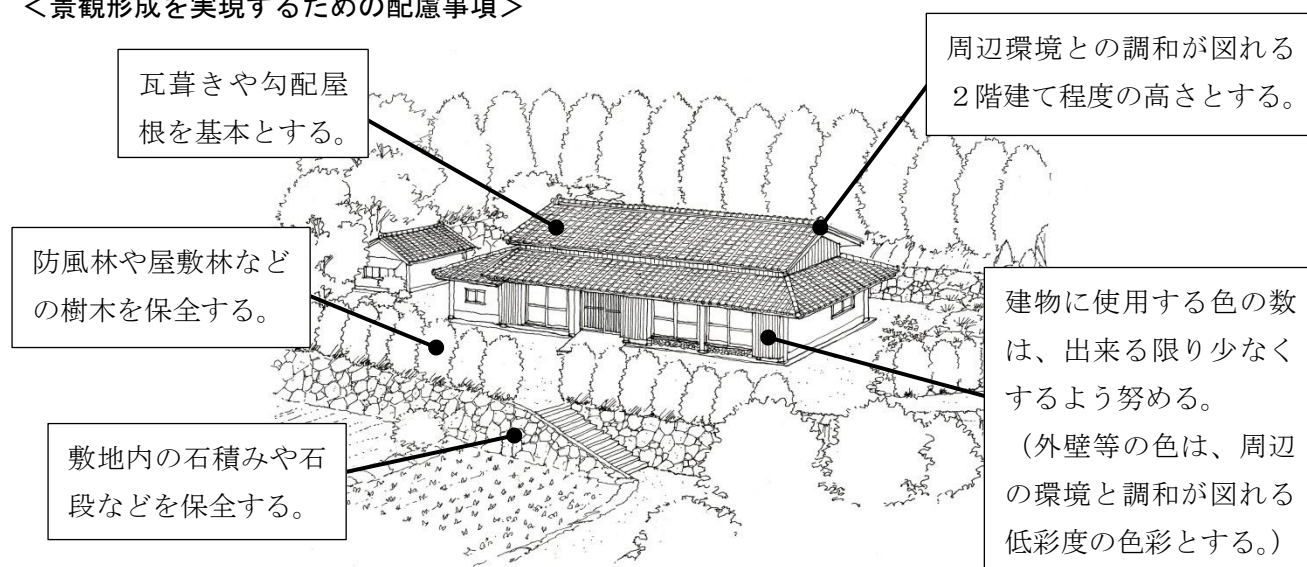
黒島の集落に多く見られるのは、木造平屋建ての住宅であり、現在も良好な集落景観を維持している。

このような従来からの建築様式等による修繕、建て替えに対する支援を行い、良好な集落景観の維持を図るものとする。

【施策の内容】

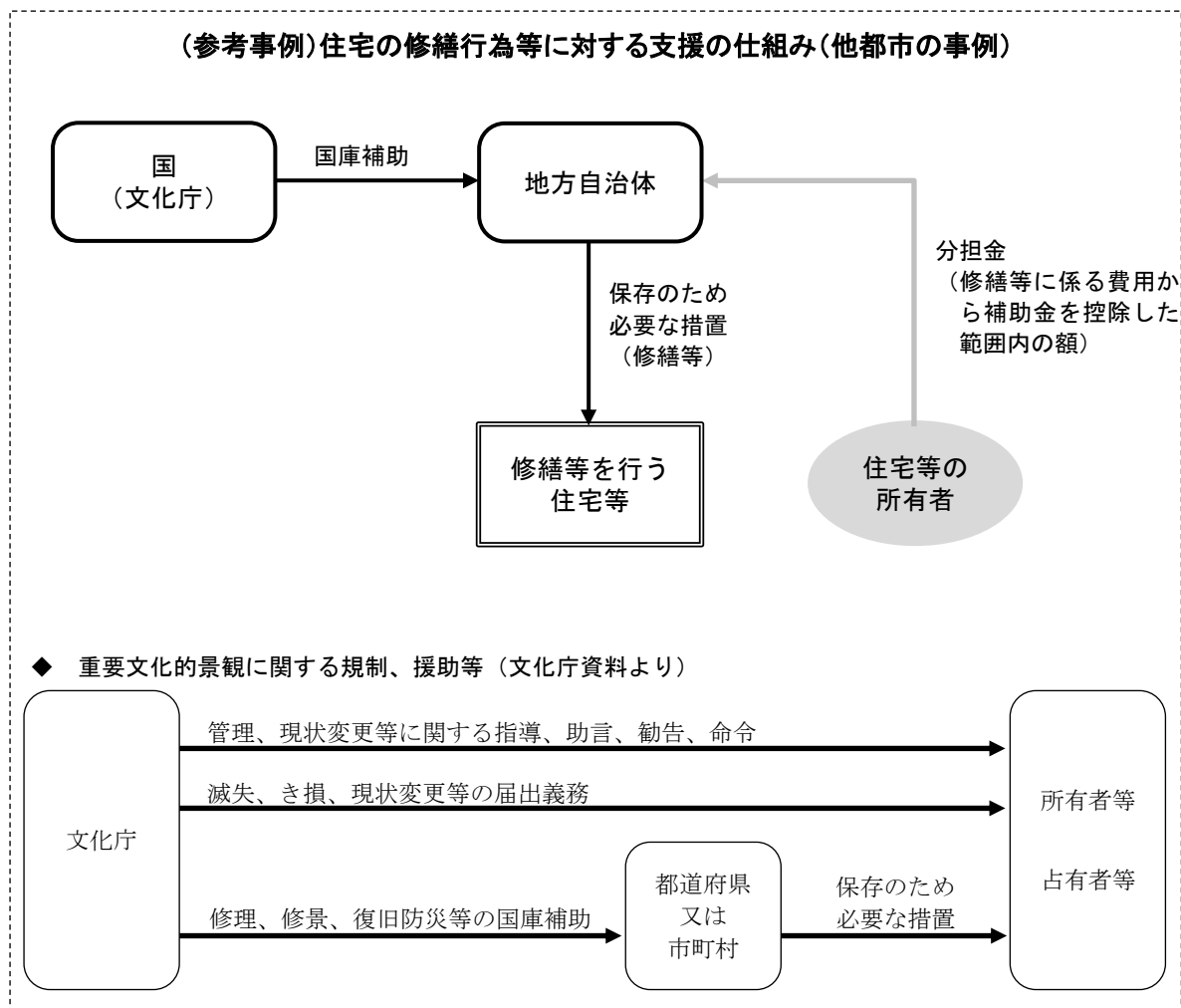
黒島地区重点景観計画においては、建築物等に係る配慮事項や景観形成基準を設定し規制・誘導を行うこととしているが、これらの景観形成基準のうち「昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める」など、一定の項目を満たした住宅の修繕行為等に対して支援を行っていくものとし、そのために必要な条例・要綱等の整備などの仕組みづくりを行う。

＜景観形成を実現するための配慮事項＞



建築物・工作物の景観形成基準（抜粋）

項目	基準
形態 意匠	- 住宅等にあたっては瓦葺き・勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を有するよう努める。 - 建築物・工作物の素材は、昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める。
色彩	使用する色数はできる限り少なくするよう努める。
外構	- 敷地内に防風林や屋敷林などの樹木がある場合は、できる限りその保全に努める。 - 敷地内に石積みや石段などがある場合は、できる限りその保全に努める。また、新たに設ける場合は、昔から使われてきた素材や工法と同等のものをを用いるよう努める。



【施策推進の体制】

所有者や地域住民と協議を進めながら、文化的景観の保存に資する整備内容を検討し、文化的景観に係る補助事業を活用して整備を行う。

施策＜整－２＞：主要な構成要素周辺の環境整備

【背景・目的】

黒島に広く分布する歴史的資源（石造物、旧軍施設など）や、主要な眺望点においては、その歴史的価値や良好な眺望景観をそれぞれに有しているにもかかわらず、それらの存在が地域に埋もれてしまっているものが見られる。

以上のようなことから、これら歴史的資源や主要な眺望点の価値を顕在化させ活用を図るために、これらの資源周辺において適切な環境整備を進めるものとする。

【施策の内容】

黒島に広く分布する歴史的資源や主要な眺望点周辺において、以下に示すような環境整備を行う。

- ・歴史的資源へのアプローチ道路の整備
- ・歴史的資源周辺における小広場などのポイント整備（黒島天主堂前の小広場整備など）
- ・良好な眺望点におけるベンチやあずまやの配置などの視点場としての整備
（日数、番岳、女瀬などの良好な眺望点における視点場としての整備）



蕨地区の展望所の整備例

【施策推進の体制】

所有者や地域住民と協議を進めながら、必要な整備内容等を検討し、文化的景観に係る補助事業などを活用して整備を行う。

施策＜整－3＞：歩行者ネットワーク整備

【背景・目的】

黒島においては、かつて使われていた集落から台地部の農地や浜へ通じる里道が、人口減少や高齢化に伴い使われずに放置され、山野に埋もれているものが多く見られる。

これらの里道を掘り起こし、地域住民や来訪者の歩行者動線として再整備することにより、島内の歩行者ネットワークの形成を図るものとする。

【施策の内容】

かつて使われていた里道を対象に、以下に示すような施策を講じ、島内の歩行者ネットワークの形成を図る。

- ・使われなくなった里道の掘り起こし調査
- ・歩行者ネットワーク計画の立案（必要に応じて、地域住民・来訪者の動線分離を考慮）
- ・歩行者ネットワーク計画に基づく整備

歩行者ネットワーク(里道)の整備イメージ



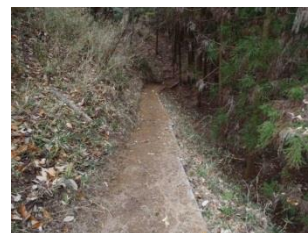
ながおか市民協働センター
NPO 法人地域循環ネットワーク



写真上・右：広島市



整備前



整備後

【施策推進の体制】

地域住民と協議を進めながら、必要な整備内容や整備優先順位等を検討し、文化的景観に係る補助事業などを活用して整備を行う。

施策＜整－４＞：案内サイン等の整備

【背景・目的】

黒島に広く分布する歴史的資源や良好な眺望箇所などを、来訪者に対してきめ細かい案内・情報提供をするための案内サイン等の整備など、必要な取り組みを行う。

【施策の内容】

黒島へ訪れる観光客の島内での動線などを考慮し、来訪者が安心して島内を周遊できる統一仕様の案内施設（案内マップ、サイン、説明板等）の整備を行う。また、黒島の景観を損なわないように、素材などにも考慮する。

- ・サイン計画の検討・立案
- ・既設のサイン類の整理
- ・サイン計画に基づく案内サイン等の整備

案内サイン等の整備イメージ



【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、サイン計画の検討・立案を行い、サイン計画に基づき必要な整備を行う。

施策＜整－5＞：公共施設等の景観への配慮

【背景・目的】

黒島の文化的景観の維持・向上に率先して取り組むためには、周辺景観に調和した公共施設の整備や維持・管理を率先して進めることが重要である。

したがって、市が管理する公共施設にあっては、黒島の良い文化的景観を維持するため、適正な整備や維持・管理に努めるものとする。

【施策の内容】

来訪者の主要動線となる黒島港～黒島天主堂に至る市道をはじめ、地区内の市道・河川・漁港・公共建築物等における整備や維持・修繕等においては、文化的景観の価値を踏まえた景観への十分な配慮・修景を行う。

その際、基本的にはP25掲載のフローに従って、庁内において適正な手続きを行い、景観への配慮の徹底を図るものとする。

5-3 黒島の文化的景観を「活かす」ための行動計画

施策＜活-1＞：文化的景観を活かした各種イベントの開催

【背景・目的】

佐世保市黒島の文化的景観の存在や価値を広くアピールし、さらに文化的景観を舞台とした人々の交流を促進するために、文化的景観（黒島が有する資源）を活かした各種イベントの開催を行う。

【施策の内容】

黒島天主堂を活用したイベント、海のイベント（釣り・シーカヤック体験など）、史跡見学会など、黒島が有する資源を活用したイベント開催を行う。

(参考事例) 文化的景観を活用したイベント

- ① 蕨野の棚田（佐賀県唐津市）
- ② 新上五島町北魚目の文化的景観、新上五島町崎浦の五島石集落景観（長崎県南松浦郡新上五島町）
- ③ アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観（北海道沙流郡平取町）



①棚田を活かしたコンサート



②ウォーク&クルーズ



③撮影ツアー

【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、イベントの企画立案を行い、行政も参画した協働体制を構築し、イベント実施を行う。

施策＜活－２＞：ツーリズムの推進

【背景・目的】

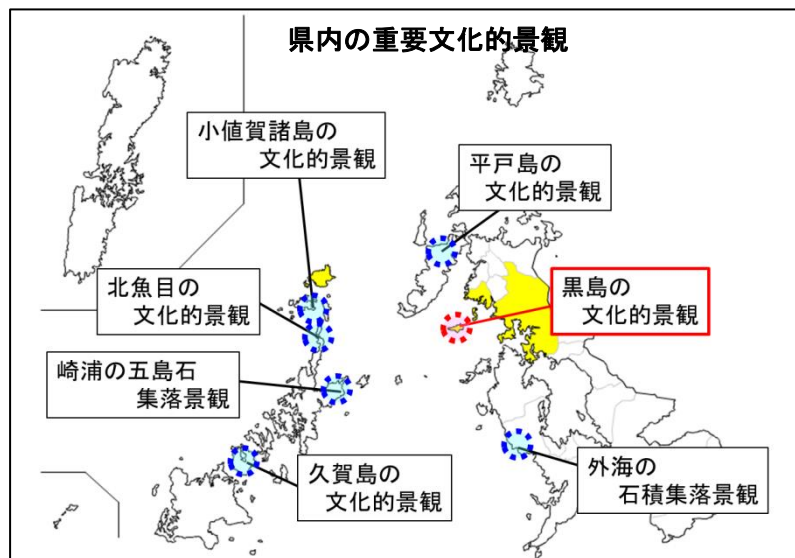
黒島では、エコツーリズムや地域文化振興の一環として、地元史跡保存会によるボランティア観光ガイドが実施されており、財団法人佐世保観光コンベンション協会との連携などにより、団体ツアー客に対応している。

世界遺産登録などを見据えると、今後ますます観光へのニーズが高まることが予想されるため、他地域との連携も考慮しながら、ツーリズムに係る施策を推進し、交流人口の増大等による地域活性化を目指していくものとする。

【施策の内容】

黒島の文化的景観の魅力を広くアピールし、人々の交流を促進させるために、以下に示すようなツーリズムの推進に係る施策を検討する。

- ・ 史跡保存会によるガイド活動の推進
- ・ 九十九島パールシーリゾート、佐世保観光コンベンション協会などによるツアーの推進
- ・ 佐世保・小値賀観光圏の形成に向けた観光基盤の整備
- ・ 平戸や長崎外海などの県内の重要文化的景観など、他地域と連携したツーリズムの推進



【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体、旅行事業者、交通事業者、関連自治体等と協議を進めながら、ツアーの企画立案や必要な施設整備に係る計画立案を行い、行政も参画した協働体制を構築し、ツーリズムを推進する。

施策＜活－3＞：交通対策

【背景・目的】

黒島は本土から約 12 k m離れた海上にあり、島外との交通は船を利用する以外はない。また、黒島の島内にはバスやタクシーといった交通機関はなく、人々は自家用の軽自動車や軽トラック、テラーなどの農業用小型特殊自動車、あるいは徒歩に頼って移動している。

このようなことから、世界遺産登録を見据えた観光の受け入れ、さらには地域住民の高齢化に伴う移動手段の確保などの観点から、島外からの交通手段、島内の移動手段の充実に向けた取り組みを進めるものとする。

【施策の内容】

① 黒島へのアクセス強化の検討

世界遺産登録を見据えた観光客の増加等に対応して、黒島を訪れる唯一の交通手段であるフェリーの増強や、観光事業者と連携したチャーター船等の運航等を検討する。

② 島内での移動手段

公共交通のない黒島において、島外からの来訪者の周遊や地域の高齢者などの移動を支援する仕組みづくりを検討する。

(参考事例) 自家用有償旅客運送

過疎地域における地域住民の移動支援や、身体障害者等の移動制約者に対する移動支援のために、NPO 法人等が自家用車を用いて有償で運送する「自家用車有償旅客運送制度」として、以下に示す2つの制度がある。

① 過疎地有償運送	運送の対象	登録に必要な手続
NPO、一般社団法人・財団法人等が、バス・タクシー等の公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保されていない過疎地において行う輸送。	地域内の住民及びその親族 その他日常の用務を有する者であって 旅客名簿に記載された者	運営協議会（市長、旅客事業者、住民、地方運輸局長、NPO 等）における合意
② 福祉有償運送	運送の対象	登録に必要な手続
NPO、医療法人、社会福祉法人等が、タクシー等の公共交通機関によって移動制約者に対する十分な輸送サービスが提供されない場合に行う輸送。	身体障害者等の移動制約者 で 旅客名簿に記載された者	運営協議会における合意

【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、交通対策に係る立案を行い、必要に応じて受け皿となる組織を設立し、行政も参画して交通対策への支援を行う。

施策＜活－４＞：特産品の開発

【背景・目的】

黒島では、地元の団体などによって、とうふ、サツマサンキライの葉を使ったふくれ饅頭などの特産品の開発などが行われてきた。

世界遺産登録を見据えた観光の受け入れや島の第一次産業の振興の観点から、特産品の開発や販売促進に一層力を入れていくものとする。

【施策の内容】

地域の主要産業（農業・漁業）の特性を活かし、サツマサンキライなどの地元産の野菜、イノシシ肉、海産物などを活用した特産品の開発や販売促進等を行う。

（参考事例）離島の「島弁」（岡山県笠岡市・笠岡諸島）

地元テレビ局から、笠岡諸島ならではのイベントの協力の要請があり、島ならではのプロジェクトを検討してたどりついたのが弁当であった。「島の住民が、島の食材を使って、島で作る弁当」として開発し、名前は「島弁」と名付けられた。笠岡諸島6島の島民たちがそれぞれの島の良さを生かして、独自の「島弁」を作り、島を訪れた人たちが6島を巡りながら弁当を食べ歩くという企画を放映。広く名が知れ渡った「島弁」は岡山市などの島外でも販売されている。



笠岡諸島の島弁

【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、特産品の開発に係る企画立案を行い、行政も参画した協働体制を構築し、特産品開発や販売促進への支援を行う。

施策＜活－5＞：ビジターセンターの整備

【背景・目的】

文化的景観の選定、今後の世界遺産登録等に向け、黒島への来訪者への情報や各種サービスを提供するセンター機能として、（仮称）ビジターセンターの整備に向けた検討を行うものとする。

【施策の内容】

当該からの来訪者にとって島への玄関口となる黒島港フェリーターミナル周辺、あるいは黒島小学校跡地などを活用したビジターセンターの整備に向けて、以下のような取り組みを進める。

- ・ 特産品販売所設置の試行
（フェリーターミナル周辺）
- ・ ビジターセンター建設地の選定
- ・ ビジターセンターへの導入機能の検討
- ・ ビジターセンター施設計画・設計
- ・ ビジターセンターの建設



（参考事例）ビジターセンターの整備例



知床世界遺産・知床国立公園羅臼ビジターセンター
（北海道羅臼町）



松尾八幡平ビジターセンターの内観
（岩手県八幡平市）

【施策推進の体制】

地域住民や地元の各団体と協議を進めながら、ビジターセンター整備に係る計画の検討・立案を行い、必要に応じてビジターセンターを管理運営する組織を設立し、行政も参画して整備を進める。

5-4 黒島の文化的景観を「伝える」ための行動計画

施策＜伝－1＞：文化的景観の魅力の情報発信

【背景・目的】

黒島の文化的景観の魅力をアピールするために、様々な媒体を活用した情報発信を積極的に推進していくものとする。

【施策の内容】

黒島の文化的景観の魅力を積極的に情報発信するために、以下に示すような方策について検討し、必要な施策を講じるものとする。

- ・パンフレット・ガイドブック・ガイドマップなどの作成・更新
- ・黒島の文化的景観ホームページの開設・運用
- ・文化的景観に係るシンポジウムの開催



重要文化的景観選定時のパンフレット（平成 23 年 9 月作成）



「平戸島の文化的景観」のサイト（平戸市 HP より）

【施策推進の体制】

佐世保市教育委員会が主体となって、必要な施策を検討し、実施する。

施策＜伝－２＞：文化的景観に係る調査研究

【背景・目的】

文化的景観は、地域住民の生活・生業と密接に結びついて時間をかけて徐々に形成されたものであり、住民の生活・生業とともに変化し続けている。

そのような文化的景観の性格を踏まえ、「生きたもの」としての文化的景観に係る調査研究を継続的に実施していくものとする。

【施策の内容】

文化的景観に係る継続的な調査研究として、以下に示すような取り組みを行う。

- ・発掘調査・文献調査などの基礎的調査研究の継続的な実施
- ・テーマを設定した調査研究の実施
- ・文化的景観の変化を追跡・検証可能なシステム（文化的景観データベース等）の構築

（参考事例）四万十川の文化的景観（四万十町ＨＰより）

四万十川流域の文化的景観

▲各区域名をクリックすると詳細マップが表示されます

高南台地域

高南台地域1

高南台地域 四万十川の清流を利用して拓かれた田園の景観地

57 四万十川

所在地／四万十町志保
管理権／高知県

津野町不入山の源流を発した四万十川は、中土佐町を通り窪川地域の上秋丸から四万十町に入って高南台地を南流する。仁井田川と合流した後、窪川で西に向きを変え、大正地域・十和地域に向かう。

四万十川は、激しく穿入蛇行を繰り返すのが特徴であるが、窪川地域では、高南台地と呼ばれる比較的開放感のある堆積谷底平野を、穏やかに蛇行しつつも直線的な流路となった流れで、四万十町内では、窪川地域と大正地域・十和地域とは全く異なる様相を呈している。

四万十川は、上流部に近いこの地域では下流域に比べて増水期の水量も少ないことや流れが緩やかなことから、本流に多くの堰が築かれ、その豊かな水が高南台地に導かれ、広大な農地を潤している。

一方で、四万十川は頻りに洪水を引き起こす川でもあり、市生原や越行などの護岸には、石積みや堤防、護岸のための竹林が見られる。四万十川は、その本流の豊かな清流によって高南台地を広大な美田に成長させ、流域住民に全国でも有数の良質米である仁井田米という豊かな恵みを与える、価値のある存在である。

高知県四万十町では、「四万十川の文化的景観」を構成する重要な要素を写真付きで検索できるサイトを開設している。

このような、文化的景観を構成する要素のデータベースを構築し、その変化の状況を記録することにより、文化的景観の変化を追跡・検証し、文化的景観の保全に資するシステムとして活用することが可能となる。

【施策推進の体制】

地域住民や学識経験者の参画を得ながら、必要な取り組みを検討し実施していく。

施策＜伝－3＞：史料の保存・展示

【背景・目的】

黒島においては、地域の史料や文化的景観に関する各種情報等を保存・展示する施設がないことから、ビジターセンターや既存施設等を活用した史料の保存・展示を行い、文化的景観の魅力や価値などの情報発信や啓発を進めていくものとする。

【施策の内容】

地域に埋もれている史料や文化的景観に係る調査研究の成果を保存・展示するために必要な、以下に示すような環境整備や仕組みづくりを検討する。

- ・ビジターセンターや既存施設等を活用した史料の展示
- ・文化的景観に係る展示・学習・調査研究機能等を有する機関の設置の検討

黒島天主堂「もん部屋」の改修による教会史料展示スペースとしての活用



改修前



住民参加による改修



改修完成



住民参加による展示活動



展示状況

【施策推進の体制】

地域住民や学識経験者の参画を得ながら、必要な取り組みを検討し実施していく。

施策＜伝－4＞：生涯学習の取り組み

【背景・目的】

黒島の文化的景観の価値や魅力を、地域の住民や小中学生をはじめとする多くの市民に周知・啓発するために、生涯学習として取り組むための仕組みづくりを行う。

【施策の内容】

黒島の文化的景観の価値や魅力の周知・啓発を生涯学習として取り組むために、以下に示すような施策を推進する。

- ・地域住民や市民向け学習会・見学会の実施
- ・黒島小・中学校の総合的な学習の時間を活用した学習機会の創出

（参考事例）平戸市（現地見学会・中山間地域活性化研究会）

平戸島の文化的景観は、棚田・棚畑など「農耕に関する景観地」、溜池・水路・港など「水の利用に関する景観地」、防風石垣・屋敷林など「居住に関する景観地」が複合的に組み合わせられた良好な集落景観を形成している。

平戸市では棚田学会と共催して、現地見学会および中間地域活性化研究が実施された。



【施策推進の体制】

学識経験者の参画や地元団体や小中学校などの協力を得ながら、必要な取り組みを検討し実施していく。

施策＜伝－5＞：ガイド体制の充実

【背景・目的】

観光客・来訪者に対して、黒島の文化的景観の価値や魅力を来訪者に伝えるガイドの養成等に係る取り組み、体制・仕組みづくりを行う。

【施策の内容】

ガイド体制の充実のために、以下に示すような施策を推進する。

- ・黒島ガイド養成に対する支援（観光ガイド養成講座、財政支援等）
- ・観光客・来訪者のガイド予約窓口機能の整備

（参考事例）石見神楽ガイド養成講座 （島根県大田市）

平成26年
2月9日 日 入場 無料
13:00～16:00 (受付開始12:30～)
島根県立男女共同参画センター
あすてらす(ホール)
島根県大田市大田町2丁目36-4(大田駅前駅南側) 電話:0854-84-5500

石見神楽に関する基礎知識を講演や
神楽上演により、楽しく学べます。

第1部 13:00～14:00
「大田地方の神楽」
錦織稔之 氏 (古代出雲国史跡博物館 専門学芸員)

第2部 14:00～15:00
「神楽面を通じた神楽の魅力」
小林歌三 氏 (株式会社小林工務 代表)

第3部 15:00～16:00
「石見神楽の実演及び解説」
井谷英美 氏 (大田山神楽保存会 代表)

申込書
お申し込みにあたっては、下記いずれかの方法
で、必要事項をご連絡ください。
① 電話 0854-82-2840
② FAX 0854-84-0187
③ メール kajiyoshiyuki@sage.ocn.ne.jp
申込締切 平成26年2月3日(月)
※当日受付も可です

お問い合わせ 石見山神楽連盟事務局 電話:0854-82-2840 メール: kajiyoshiyuki@sage.ocn.ne.jp
主催: 大田市観光協会 共催: 石見観光振興協議会、大田市、石見山神楽連盟 ※ご記入いただきました個人情報は、当イベントの目的にのみ使用いたします。

【施策推進の体制】

地元史跡保存会やSASEBO時旅ガイドネットワークなどと連携し、必要な取り組みを検討し実施していく。